

令和4年11月28日

保護者の皆様へ

丹波市教育委員会
教育長 片山 則昭

新型コロナウイルス感染症兵庫県対処方針の変更に伴う今後の対応について（令和4年11月18日時点）

平素は、丹波市の教育活動に格別のご理解とご支援をいただき、誠にありがとうございます。

さて、兵庫県における「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されたことを踏まえ、丹波市教育委員会では、兵庫県教育委員会等の方針を総合的に判断し、今後の対応を下記の通り決定いたしました。

つきましては、お子様の健康・安全を最優先に、学校では引き続き感染拡大防止に努めてまいりますので、今後の教育活動及びご家庭における感染対策について、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、今後の状況に応じて変更が生じることがあります。

記

1 変更する日 令和4年11月18日（金）から

2 学校教育活動の継続等

（1）感染症対策の徹底

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、学校や地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人ととの距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで、教育活動を続けます。

（2）マスク着用（不織布マスクを奨励します。）の取扱い

国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等及び兵庫県教育委員会の方針を踏まえ、以下においてはマスク着用が必要ない場面として対応します。（※但し、学校や地域の感染状況等を踏まえた上、学校長が必要と認めた場合にはこれまで通りの対応を行います。）

①十分な身体的距離（2m以上）が確保できる場合

※屋内において身体的な距離が確保できるが、会話を行う場合は着用します。

②気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高く、熱中症などの健康被害が発生する恐れがある場合

③体育の授業（屋内外問わず）

※十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は着用します。

※地域の感染状況等を踏まえつつ、①児童生徒の間隔を十分に確保する、②屋内で実施する場合には、呼気が激しくなるような運動を行うことは避ける、③こまめに換気を行う等に留意します。

④登下校時（※通学バスを利用する場合は着用）

熱中症対策を優先し、小学生など自分で判断が難しい年齢の子どもへの積極的な声かけを行うとともに、人と十分な距離を確保し、会話を控える等の指導を行います。

⑤屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動（休憩時間における運動遊び等）

(3) 部活動における感染症対策の強化

- ア 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、地域の実情に応じて、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。
- イ 活動日及び時間は、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
- ウ 部活動におけるマスク着用の取扱いについては、体育の授業に準じつつ、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応します。
※但し、以下の場合はマスク着用を含めた感染対策を徹底します。
- ①活動の実施中以外の練習場所や部室、更衣室、ロッカールーム等の共有エリアの利用時
 - ②部活動前後での集団での飲食や移動時
 - ③大会における会場への移動時や会食・宿泊時・会場での更衣室や控室、休憩スペース、会議室、洗面所等の利用時、開会式、抽選会、表彰式等の出席時、応援時
- エ 県外での活動は、実施地域の感染状況や都道府県等の対応、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。
- オ 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1日は部活動を休止し、感染対策を確認します。
- カ 児童生徒・教職員以外の関係者が参加する場合の感染防止対策を徹底します。

3 ご家庭へのお願い

- (1) 感染再拡大を防ぐために、ご家庭でも感染症対策（マスク着用、手指消毒、リスクの高い行動の回避等）を継続していただきますようお願いします。
- (2) 冬季休業中の移動の際には、全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の取扱いなどに留意いただき、感染状況に応じた適切な対応をお願いします。
- (3) お子様並びに同居のご家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後を含む）は、季節性インフルエンザの感染対策も念頭におき、登校しないようお願いします。（出席停止）
- (4) お子様又は同居のご家族が、「感染」もしくは「濃厚接触者」と確認された場合や「感染の疑いがある」場合には、速やかに学校へ連絡をお願いします。
- (5) お子様が濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については、特段登校を控えることは求めません。（ただし、学校や地域の感染状況によっては、出席停止等必要な措置を求める場合があります。）
- (6) 新型コロナウイルスのほか、季節性インフルエンザについても、療養開始に当たって又は療養期間終了後に学校に登校するに当たって、医療機関が発行する検査結果や治癒の証明書を学校に提出する必要はありません。
- (7) 学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を守って参加いただくとともに、本人及び家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しないようお願いします。
- (8) 学習塾など習い事への行き帰りには、事業者が実施している感染防止対策を遵守させてください。
- (9) コンビニでの飲食、会話などは避けるようにさせてください。